

### 3 . 子ども・子育て支援新制度施行後 5 年 の見直しについて

## 子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る スケジュール（案）

7月30日 子ども・子育て会議（第36回）

秋 頃 子ども・子育て会議  
・見直し検討項目について議論

秋頃～年内・年明け頃

子ども・子育て会議  
・見直しの方向性について  
検討の進捗に応じ適宜開催

教育職員免許法の改正を行う場合は、中央教育審議会教員養成部会においての議論が必要

今後の議論の進捗等により会議の開催時期等は適宜見直す可能性

# 子ども・子育て支援新制度施行後 5年の見直しに係る検討について

平成30年7月30日

## 5年後見直しに係る検討について

### 子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

### 検討の進め方

その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

- (1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項
    - ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
    - イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
  - (2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項
    - ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項
    - イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など
- (1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

### 参 考

- 子ども・子育て支援法(平24法65)  
附 則  
(検討等)  
第二条 1～3 (略)
- 4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  
附 則(平成二四年八月二日法律第六六号)  
(検討)  
第二条 1(略)
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	根拠法令等
幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例【4】	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条
幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例【5】	・教育職員免許法附則第19項 ・児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置【8】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項
幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例【9】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号)
新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置【10】	・子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号)

及び は法律の改正が必要な項目 ~ は政省令等の改正が必要な項目

[ ]内の数字は、本資料のページ番号に対応

2

項目	根拠法令等
みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置【11】	・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)
地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置【12】	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条
地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置【12】	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条
小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)【12】	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条
小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)【12】	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条
放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置【16】	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条

~ は政省令等の改正が必要な項目

[ ]内の数字は、本資料のページ番号に対応

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(抄)

(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3～19 (略)

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

2～6 (略)

附 則 (平成24年法律第66号)

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの(登録を受けている者に限る。)については、同条第七項の規定は、適用しない。

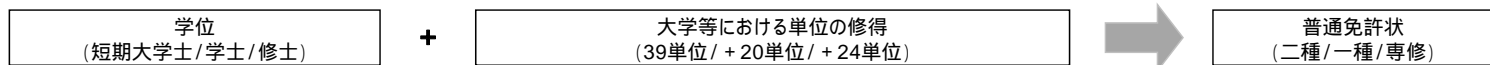
## 幼稚園免許状取得の特例の概要

(目的)

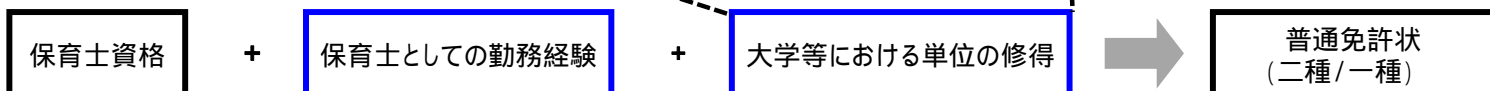
保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：74%

新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例

[通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合]



[今回の特例措置] (「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



学士の学位を有する場合：一種免許状  
短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

(メルクマール)

- ① 保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ② 小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③ 一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④ 上記 ~ を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

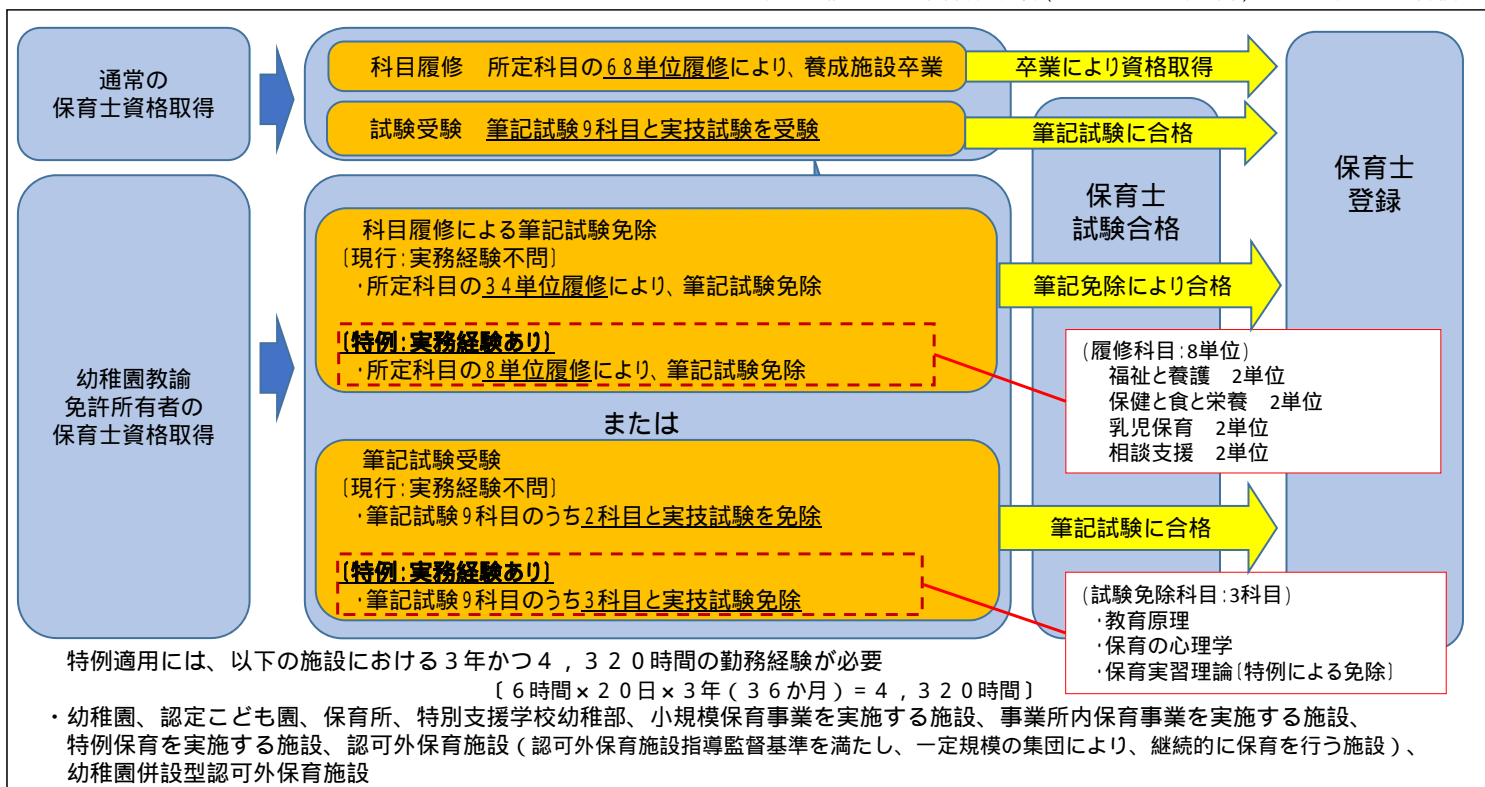
(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

# 保育士資格の取得の特例の概要

幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

幼稚園で働く幼稚園教諭の75%が保育士資格を併有  
 新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



特例制度を活用して円滑に保育士試験を取得できるための環境を総合的に整備(平成26年度試験から実施)

- ・申請の手数料を2,400円に引き下げ
- ・合格通知の発送を早期化
- ・保育士養成施設における受講料を補助(最大10万円補助)

## 幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許及び保育士資格の保有割合

保有資格\年度	人数		各年度4月1日現在 割合	
	H29年度	H28年度	H29年度	H28年度
両方保有	73,126	54,088	89.2%	87.8%
どちらか一方のみ保有	8,876	7,538	10.8%	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,272	2,104	2.8%	3.4%
保育士のみ	6,604	5,434	8.1%	8.8%
総数	82,002	61,626	100.0%	100.0%

(参考)

	H29.4.1現在	H28.4.1現在
幼保連携型認定こども園の施設数	3,618	2,785



## みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置

### 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)(抄)

#### 附則

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 (略)

### 幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)(抄)

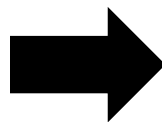
#### 附則

(経過措置)

2 施行日から起算して五年間は、第二の一の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

#### <改正前の基準>

保育所部分:長時間利用児	
0歳児	3:1
1・2歳児	6:1
3歳児	20:1
4・5歳児	30:1
幼稚園部分:短時間利用児	
3～5歳児	35:1



#### <改正後の基準>

長時間・短時間利用児の区別なし	
0歳児	3:1
1・2歳児	6:1
3歳児	20:1
4・5歳児	30:1

8

## 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例

### 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成28年5月10日付府子本第312号・28文科初第212号・顧児発0510第1号)(抄)

2 職員配置について(基準省令第5条関係)

(1) 略

(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について

一部改正法附則第5条において、施行日から起算して5年間に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師)となることのできる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

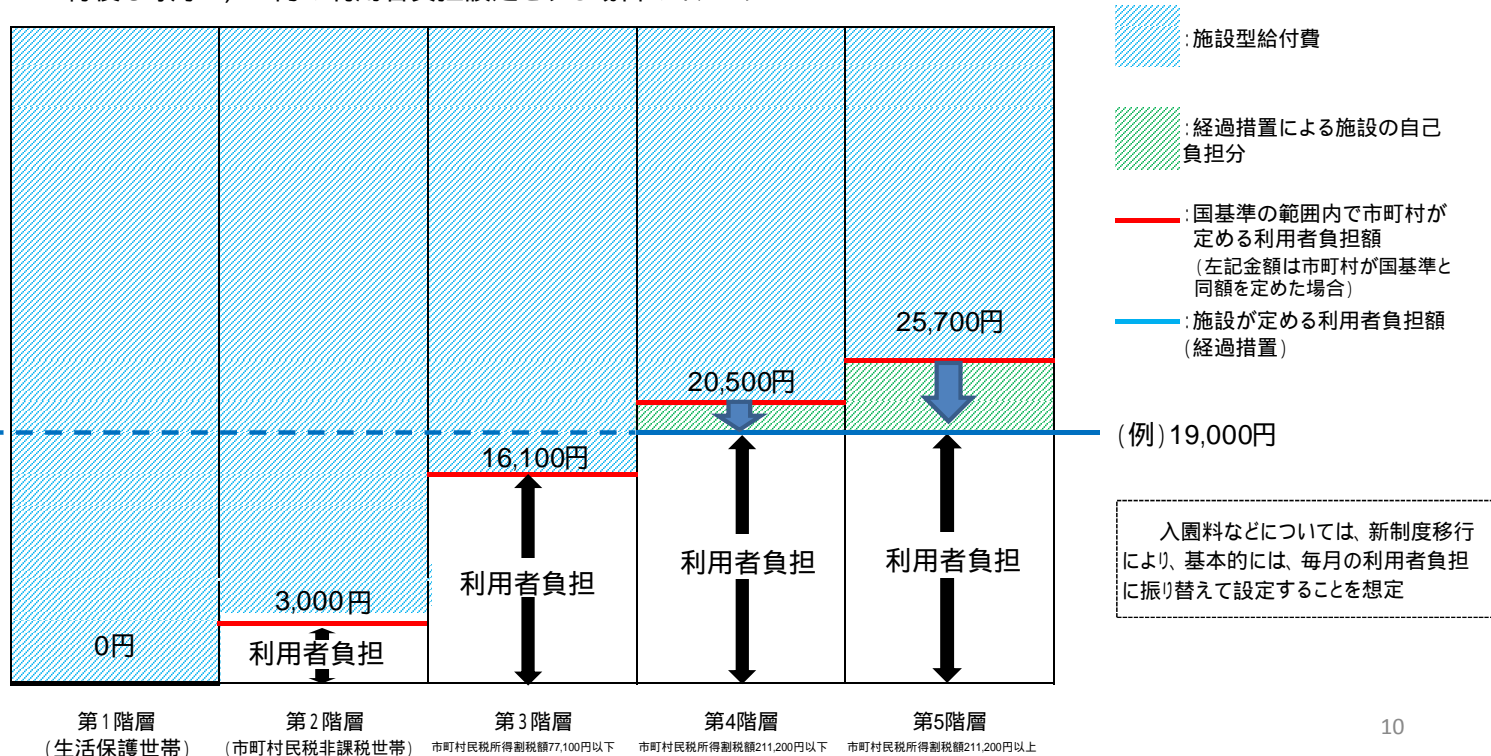
ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。

なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことのできる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことのできるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする(当該者は保育にのみ従事することのできるため、学級を担任することはできない)。

# 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた 私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置による対応（基本的なイメージ例）

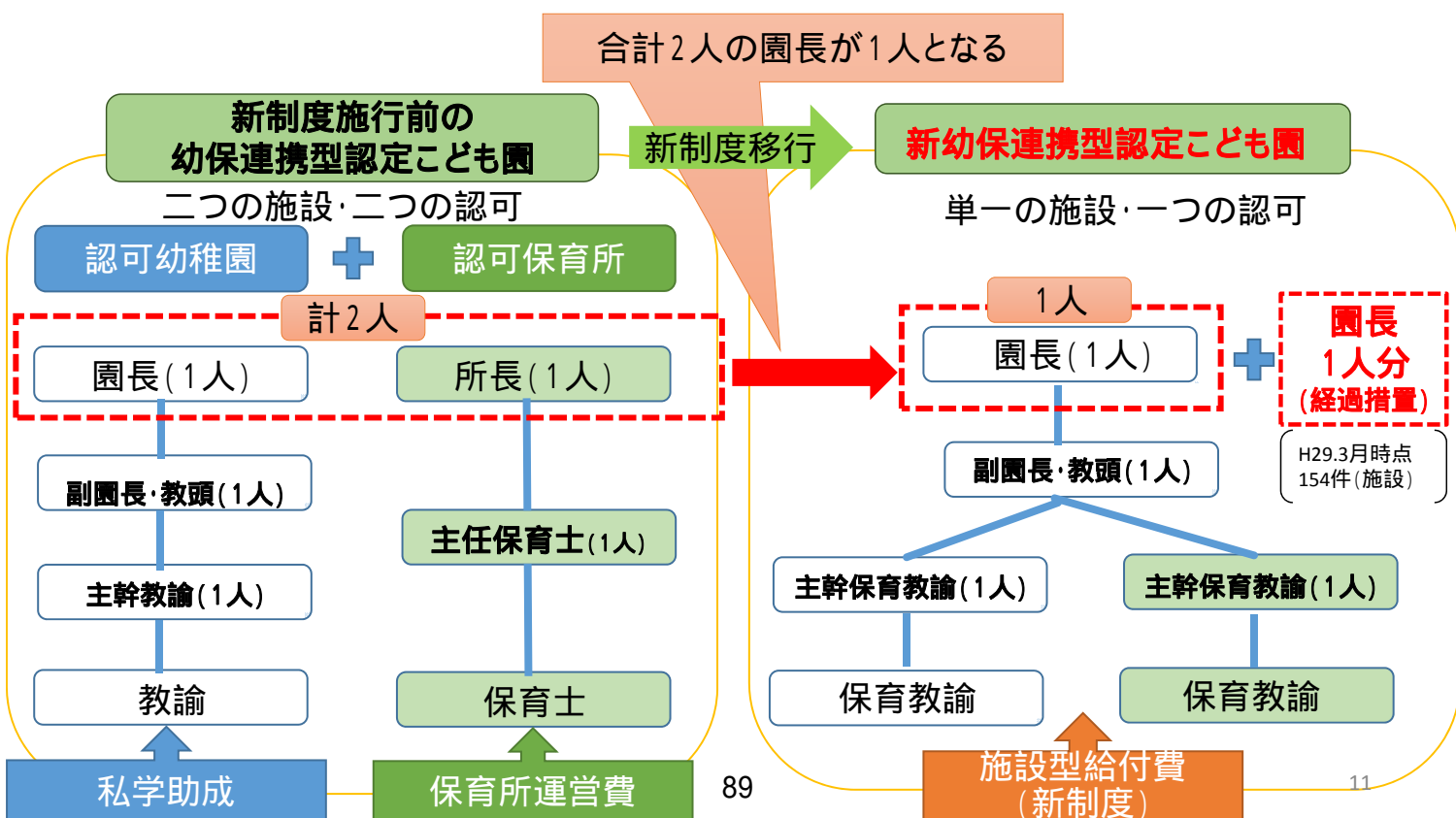
新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ



## 新制度施行前の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の対応について

現に施設長である者が退職等した時点まで(ただし、5年を限度とする)経過措置を設けることとする。





## ～ 地域型保育事業の認可基準について

### 小規模保育事業の認可基準について

小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。  
 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。  
 また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

#### < 主な認可基準 >

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準 + 1名	保育所の配置基準 + 1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 保育士以外には研修実施	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 (公立は外部搬入可(特区)) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

給食及び連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。また、小規模保育B型については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を保育従事者とみなす経過措置を、小規模保育C型については、利用定員を6人以上15人以下とすることができる経過措置を、それぞれ設ける。

保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。 12

### 家庭的保育事業等の認可基準について

家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

#### < 主な認可基準 >

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	-
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	-

家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

## 地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置

### 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

#### 附則

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二号第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)、及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第四十七条第一項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 (略)

## 地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置

### 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(抄)

#### 附則

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

### 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

#### 附則

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

14

## 小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)

### 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

#### 附則

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。

## 小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)

### 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(抄)

#### 附則

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

### 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(抄)

#### 附則

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあっては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

# 放課後児童クラブの設備運営基準について

放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった

このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

## <主な基準>

職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

### 支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

### 設備（参酌すべき基準）（第9条）

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

### 職員（従うべき基準）（第10条）

放課後児童支援員（1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（2）

2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

### 児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

### 開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

原則1年につき250日以上

その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

### 開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
原則1日につき8時間以上

平日（小学校授業の休業日以外の日）  
原則1日につき3時間以上

その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

### その他（参酌すべき基準）

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

16

## (1)イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

年度	提案事項
H28 <sup>1</sup>	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲【18】
H28	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和【19】
H28	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化【20】
H28	保育標準時間と保育短時間の統合【23】
H28	子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について【24】
H29 <sup>2</sup>	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化【25】
H29	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し【26】
H29	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化【28】

<sup>1</sup> 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）

<sup>2</sup> 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）

いずれも子ども・子育て支援法附則第2条4項の規定に基づき、5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の検討の際に、必要があれば所要の措置を講ずることとされている。



## 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	①一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲
<b>制度の現状</b>	一時預かり事業及び病児保育事業については、届出の提出先及び立入検査等の事務・権限が都道府県となっている一方で、事業（補助事業）の実施主体は市町村となっている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点についてよく把握していると考えられるため、検査主体としても適当であり、届出提出先及び立入検査事務を県から市町村に移譲する。
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
【児童福祉法（昭22法164）】 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限（児童福祉法（昭22法164）34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2）については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	
<b>これまでの対応内容</b>	
○一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限の移譲について（平成29年2月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡） →条例による事務処理特例制度により市町村に権限を移譲することが可能であることを周知。	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	

18

## 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	②幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和
<b>制度の現状</b>	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児に供するものとされている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	整備用地の確保が難しい都市部においては、3歳以上の園児の保育室を3階以上に設置できるように規制緩和することで、施設整備が促進される。
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）】 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置階（同省令第6条4項）については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要な屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
<b>これまでの対応内容</b>	
○「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成29年3月31日付府子本第224号・28文科初第1838号・雇児発0331第17号） ・3歳以上の保育室を2階までに確保している場合において、遊戯室を3階以上に設置可能とした。 ・3階以上の保育室（原則3歳未満の園児に供するもの）と同じ階又はその上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取り扱いとして、満3歳以上の園児の保育室を3階以上の階に設けることも認められているが、この園庭が屋上にある場合の要件の1つである便所・水飲み場の設置場所を、「屋上（屋上と同一階含む）」から、「園児の利用しやすい場所」に緩和。	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方について、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	

19

# 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	③子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化
<b>制度の現状</b>	子ども・子育て支援法20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育休などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となる。また保育を必要とする事由により、保育必要量が変動し、利用者負担額も連動して変更となるが、処理件数が非常に多く、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	子ども・子育て支援法20条3項に規定する保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法20条4項に規定する支給認定証を廃止する。これにより、保護者・施設・自治体の負担が軽減されるもの。
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
【子ども・子育て支援法（平24法65）】 (i)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付（20条4項）については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
<b>これまでの対応内容</b>	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行） →支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

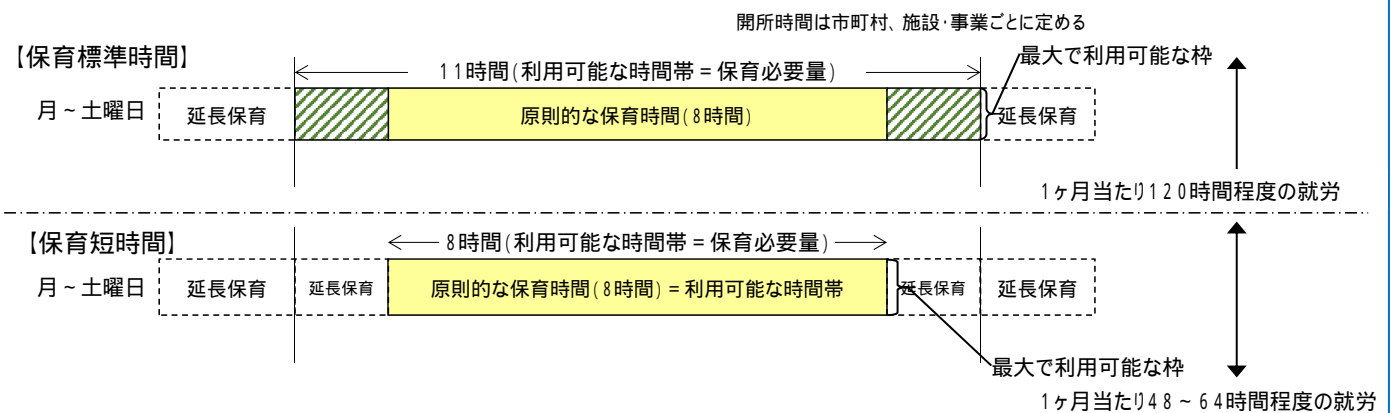
20

## 保育の必要性の認定について（保育必要量）

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。

この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）



（参考）平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たったの附帯意見」

（前略）新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。

（前略）保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。

（前略）柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。



# 支給認定証の任意交付化について

## 改正の趣旨

保育必要量の変更に伴う旧支給認定証の提出、新支給認定証の発行などが自治体の事務負担となっており、支給認定証を紛失する支給認定保護者も多く、旧支給認定証の回収も困難である。また、支給認定証は、制度上、教育・保育施設を利用する際に提示し、教育・保育施設において施設型給付等の算定のために必要な各種情報を確認するために用いることとされているが、運用上は、自治体から教育・保育施設に各子どもの施設型給付等の額が示されることもあり、必ずしも事務量に対応した必要性があるわけではない。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととする。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）

(7)子ども・子育て支援法(平24法65)

( )子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを平成28年度中に可能とする。  
(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

## 改正後の事務手続

### 支給認定時の手続

保護者からの申請があった場合にのみ、支給認定証を交付する。(支給認定申請書等で希望の有無を確認)  
保護者が支給認定証の交付を申請をしていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

### 支給認定変更時の手続(変更の申請、市町村職権による変更、認定の取消し、申請内容の変更の届出)

- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、支給認定証の市町村への提出は要しない。  
保護者が支給認定証の交付を受けていた場合であって、変更にあたり市町村に支給認定証を提出した際に、保護者が支給認定証の返還を希望しない場合は交付を要しない。  
保護者が変更後の支給認定証の交付・返還を希望しない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

### 特定教育・保育施設からの保育の提供を受ける際の手続

- 支給認定保護者は、教育・保育を受けるに当たっては、施設から求めがあった場合に、支給認定証を提示することとする。
- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を提示する。

22

## 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	④保育標準時間と保育短時間の統合
<b>制度の現状</b>	
保育標準時間と保育短時間の利用者負担の差は月額1,000円程度とあまり差がなく、2つに分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更のたびに、状況把握と対応が必要となるなど、負担が大きい。また、標準時間と短時間認定の利用に明確な区分がなく、短時間就労であっても、例えば勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を行う自治体の負担が大きい。	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合することで、実務が簡素化でき、保育の必要量の認定のゆらぎがなくなるため、事業者も安定的な経営計画を立てやすくなる。また、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、雇用の安定化につながる。	
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)</b>	
【子ども・子育て支援法(平24法65)】 (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】	
<b>これまでの対応内容</b>	
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)(平成29年3月31日公布、4月1日施行) →支給認定証の任意交付化(保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。【提案③再掲】)	
<b>今後の検討事項(子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討)</b>	
支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】	

## 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	⑤子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について
<b>制度の現状</b>	
<p>子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。</p> <p>また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が負担となっている。</p>	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
<p>保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の煩雑さを理由として認定こども園に移行しない幼稚園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効。</p> <p>また、現在短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際、保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。</p>	
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
<p>【子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>（ii）子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】</p>	
<b>これまでの対応内容</b>	
<p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行）</p> <p>→支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）【提案③再掲】</p>	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
<p>支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。【提案③再掲】</p>	

24

## 平成29年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	⑥認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化
<b>制度の現状</b>	
<p>保育所（保育所型認定こども園）、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等については、施設側が善管注意義務を果たしてもなお、保護者から保育料の支払いを受けることができなかった場合、施設側の求めに応じて、市町村が強制徴収を行うことができる仕組みとなっている。一方、学校である幼稚園、幼稚園型認定こども園には同様の規定はない。</p>	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
<p>幼稚園型認定こども園等において、行政側の事情（税の更正や事務誤り等）により過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、施設側の事務負担を減らすことができる。</p>	
<b>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）</b>	
<p>【児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>（i）市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法27条1項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平26内閣府令44）2条2項1項。以下この事項において「利用者負担額」という。）の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。</li> <li>市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の利用者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</li> </ul>	
<b>これまでの対応内容</b>	
<p>○「自治体向けFAQ（よくある質問）（第16版）」により自治体に周知（平成30年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行う。</li> </ul>	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
<p>徴収事務の在り方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。</p>	

25

# 平成29年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	⑦認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し
<b>制度の現状</b>	<p>私立の認定こども園における障害児支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」、私学助成の「特別支援教育費補助」、一般財源措置があり、施設類型、設置者及び支給認定区分によって、異なる補助制度が適用される。</p> <p>また、手続について、私学助成は都道府県へ、多様な事業者の参入促進・能力活用事業は市町村への申請となっている。</p>
<b>提案内容と理由の概要</b>	<p>補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。</p>
<b>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）</b>	
<p>【私立学校振興助成法（昭50法61）及び子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭51政令289）4条1項2号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法59条4号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>	
<b>これまでの対応内容</b>	
<p>○「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について（平成30年3月20日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省中等教育局幼児教育課・文部科学省高等教育局私学助成課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私学助成における対象児童の確認・判断は、5月1日時点で行われている例が多いところ、それ以降に対象児童が新たに入園したり、在園時が障害を有していることが発覚する場合もあるため、満3歳児の園児数を算定する翌年1月時点で改めて確認・判断を行うなど、実態に即した丁寧な対応を行うこと。</li> <li>2. 各事業の対象児童に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳や医師の診断書を必須とするものではないため、巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見など、柔軟な確認方法を取り入れること。</li> </ol>	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
<p>補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。</p>	

26

## 私立認定こども園の障害児等支援に係る各補助の対象児童

- : 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）
- : 私学助成（特別支援教育経費）
- : 一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園		1号	2号	3号
幼保連携型	学校法人立 <sup>※1,2</sup>	旧接続型		
		旧並列型		
	上記以外			
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立 <sup>※1</sup>	単独型		
		接続型		
		並列型		
	上記以外	単独型		
接続型・並列型				
保育所型				
地方裁量型				

1 学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む  
 2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外



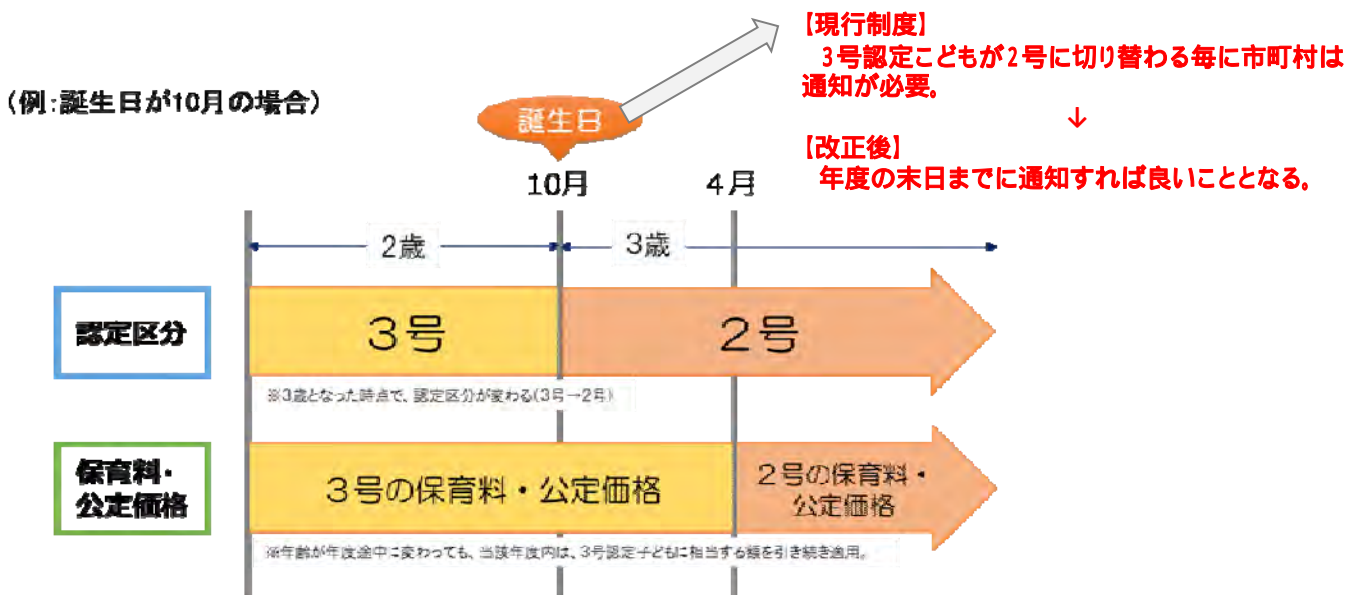
# 平成29年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	⑧子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化
<b>制度の現状</b>	子ども・子育て支援法23条4項により、満3歳未満保育認定子どもが満3歳に達したことを理由に市町村が職権により支給認定の変更の認定を行う場合、支給認定保護者への通知をその都度行うこととなっている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日とするなど一定の基準日を設けることにより、毎月の職権変更事務がなくなり、市町村の負担軽減が図られる。 また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中に自らの申請によらない変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。
<b>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）</b>	
【子ども・子育て支援法（平24法65）】 子どものための教育・保育給付の認定（19条1項）については、以下のとおりとする。 ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 ・子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
<b>これまでの対応内容</b>	
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第21号）（平成30年3月31日公布、4月1日施行） →3号認定子どもが満3歳に達したことを理由とする職権による支給認定の変更について、年度の末日までに通知すればよいこととした。	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	

## 職権による支給認定の変更時の通知について

子どものための教育・保育給付の支給要件に該当する小学校就学前子どもについては、学校教育が満3歳以上の子どものみを対象とするものであることから、満3歳以上が満3歳未満かで認定区分を設けている。

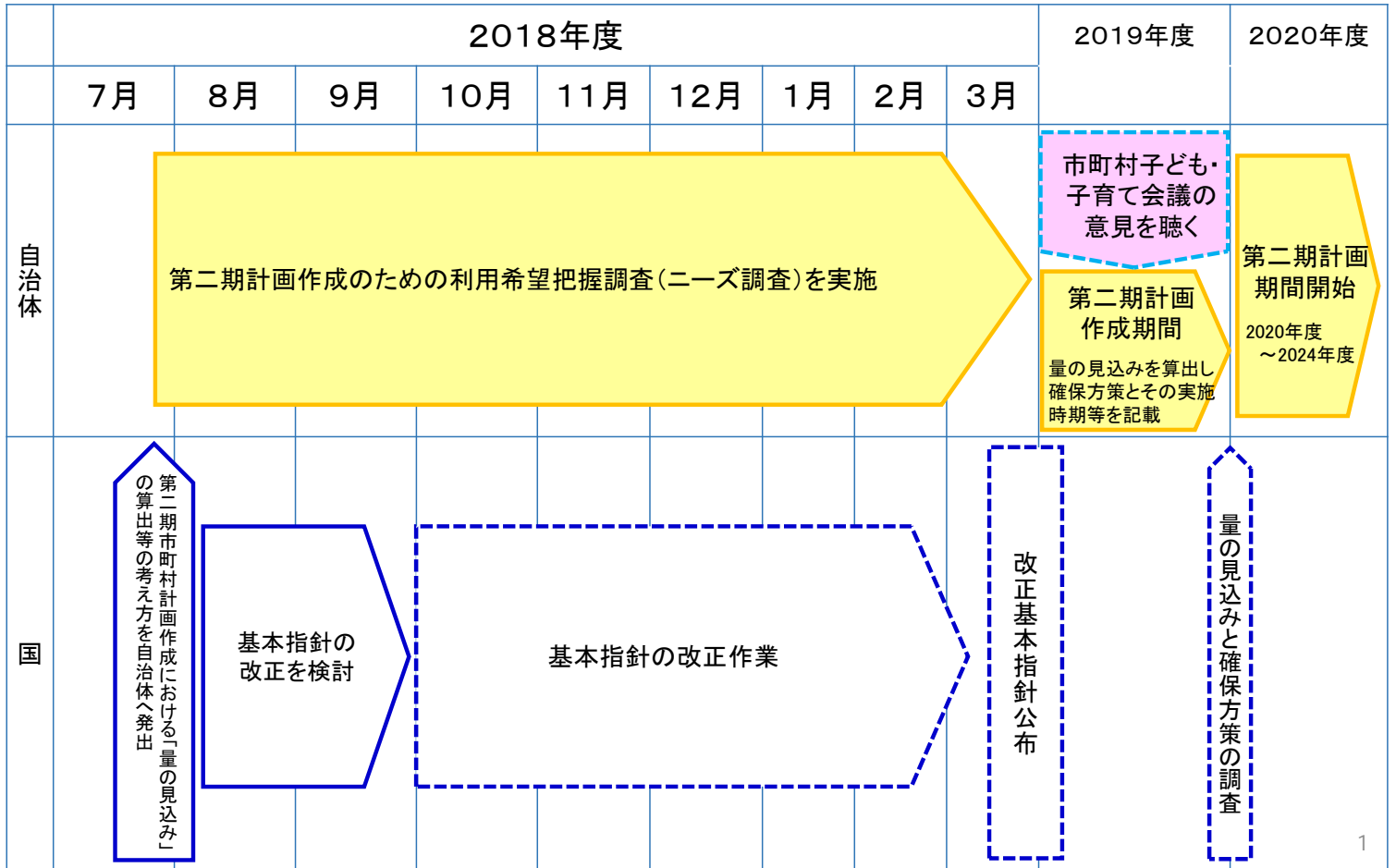
一方、子どものための教育・保育給付に要する費用の額の算定については、年度を単位として運用している制度であり、満3歳未満保育認定子どもが年度内に満3歳に達することにより、満3歳以上保育認定子どもに移行した場合、移行した年度内における利用者負担の上限額は、満3歳未満保育認定子どものものと同様のものとして取り扱われることとなっている。なお、公定価格についても同様に取り扱っている。



## (2)ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

量の拡充・質の向上	0.3兆円超メニューについては、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされているため、こうした方針に基づき、引き続き各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めていく。 (経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定))
処遇改善	保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、2017年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げを行い、処遇改善について着実に取り組む。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))
幼児教育の無償化	3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。また、0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。 (経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定))
その他	女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。 (経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定))





第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(案)の概要

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成にあたっての量の見込み算出等の考え方(案)の方針

○第一期市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の「量の見込みの算出等のための手引き」(以下「第一期手引き」という。)を参照することを前提とし、原則として第一期手引き発出後に追加した項目、あるいは第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、新たに記載、修正する項目のみを記載する

追加する主な項目

- ◆「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」「改正基本指針(平成30年内閣府告示第56号)」を踏まえた項目
- 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと  
(特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意)
- 都市開発部局との十分な情報共有
- 幼稚園における預かり保育等の取扱い
  - ・幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
  - ・一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児の受入れを行う場合は、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
- 企業主導型保育施設の地域枠の活用
  - ・企業主導型保育施設の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない

### ○特定教育・保育施設等の定員の取扱い

- ・必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う
- ・新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う

### ◆発出した事務連絡等を踏まえた項目

#### ○量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について(平成26年4月17日子ども・子育て支援新制度説明会資料2<3>)

- ・量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢(学年齢)とすることも可能

#### ○放課後児童健全育成事業の量の見込み算出時の留意事項(平成26年5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡)

- ・就学児に対する利用希望把握調査を行わない場合には、就学児の利用意向を用いて量の見込みを算出するよりも量が多く見込まれる傾向があるため、例えば第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと実際の利用実績の乖離度を踏まえるなどの方法により、適正な補正を行う

### ◆政策動向や現在の子ども・子育てをめぐる状況を踏まえ、新たに追加することが必要な項目

#### ○放課後子ども新総合プラン(仮称)を踏まえた量の見込みの算出

- ・放課後子ども新総合プラン(仮称)では、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することを踏まえ、量の見込みを算出すること

### ◆その他、留意が必要な項目

#### ○0歳児の保育の量の見込みの算出について

- ・育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、量の見込みを適切に算出

## 基本指針の改正方針について

### 改正のポイント

#### ○ 改正内容として考えられるものは、以下のとおり。

- (1)平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正(市町村・都道府県の役割と責務の明確化、家庭養育優先原則など)の反映
- (2)放課後子ども新総合プラン(仮称)の策定による量(ニーズ)の見込みの考え方の変更の反映  
子育て安心プランの内容に関しては、既に改正済みであり、平成30年3月30日告示・4月1日施行
- (3)その他新制度施行後の関連施策の動向の反映

#### ○ これらのポイントについて、今後改正の検討を行っていく。

### 参 考

#### ○子ども・子育て支援法(平24法65)

##### (基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

#### 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参照すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

### 3 . 1 事例紹介 大阪市

平成30年8月10日

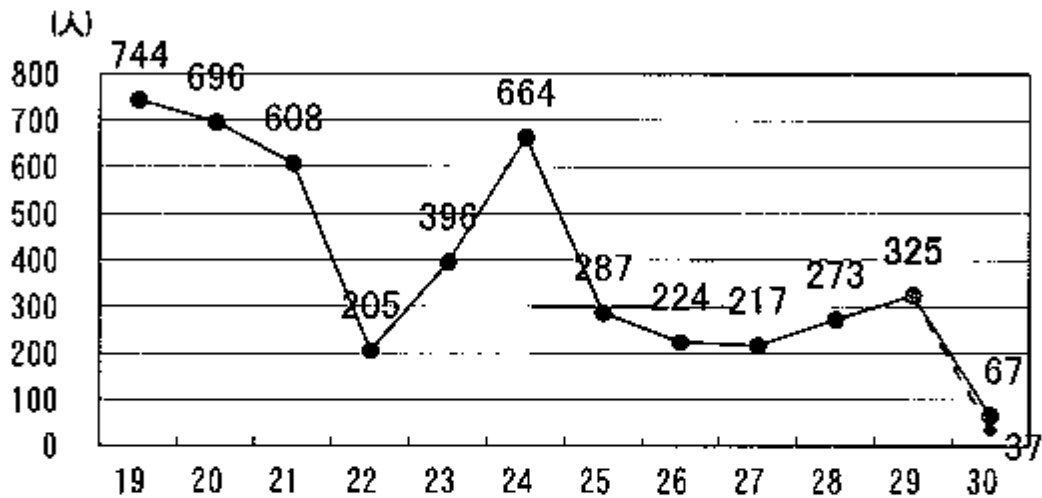
## 大阪市の障がい児保育にかかる課題等

大阪市こども青少年局保育施策部  
保育企画課長 赤本 勇

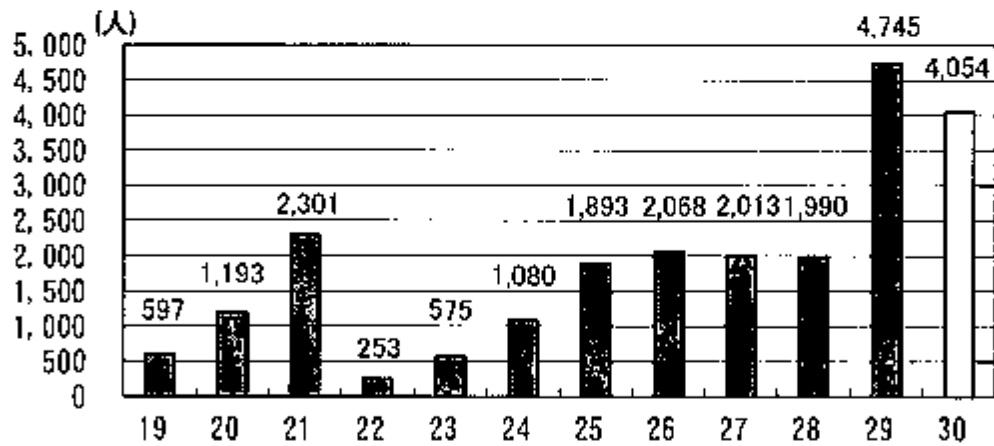
1. 障がい児の待機児童について (資料P2~3)
  - 保育士が確保できないなどで入所保留となっている障がい児
  
2. 居宅訪問型保育事業について (資料P4~7)
  - 傷害・疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など

## 大阪市における待機児童数と障がい児について

### ○待機児童数の推移



### ○利用枠拡大数の推移



### ○待機児童数67人（H30年度）の待機理由別内訳

市外施設を希望	6人
障がい児	11人
利用可能施設なし	50人



## 1. 財政支援

### ① 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、地方交付税により措置
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

### ② 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、400億円程度から800億円程度に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更

### <対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

### <H30改善点>

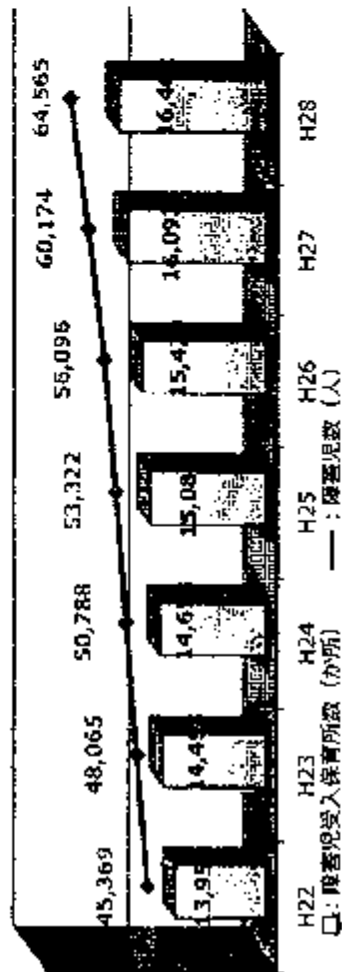
H29：400億円程度  
包括算定（人口算定）  
個別算定（保育所在籍児童数算定）

H30：800億円程度

個別算定  
（障害児数算定）

## 2. 現状

### ① 実施か所数及び受入児童数



### ② 障害児保育担当職員数 (H29.3.31時点)

単位：人

合計	常勤職員	非常勤職員
30,844	17,476	13,368

※厚生労働省子ども家庭部保育課調べ  
※障害児数には、軽度障害児を含む  
※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員

事 務 連 絡  
平成 29 年 3 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）担当者 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

子ども・子育て支援新制度における居宅訪問型保育事業の取組の推進について

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。  
居宅訪問型保育事業については、

- ・障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- ・母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

等を提供するものとして、平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度において、新たに認可事業として位置付けられておりますが、平成 28 年 4 月 1 日現在、全国で実施している自治体が少数にとどまっております。

つきましては、各自治体において、地域の実情や利用者のニーズを踏まえ、居宅訪問型保育事業の積極的な実施を御検討いただきますようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、市区町村に対し御周知いただき、居宅訪問型保育事業の積極的な実施の検討を促していただきますようお願いいたします。

あわせて、認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者等に対し、居宅訪問型保育研修、子育て支援員研修の受講を促し、保育の質の確保・向上の取組を進め、本事業の実施者を養成・確保いただき、貴自治体における利用者のニーズに速やかに対応できるよう、質の確保された居宅訪問型保育事業を実施できる体制の整備をお願いいたします。

(参考資料)

別添 居宅訪問型保育事業について

## 居宅訪問型保育事業について【児童福祉法第6条の3第11項】

○ 居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者(※)による保育を行う事業。子ども・子育て支援新制度(平成27年4月施行)において、新たに認可事業(地域型保育事業の1類型)として位置づけられ、公的給付の対象となっている。

※家庭的保育者:必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの

○ 平成28年4月1日現在の認可件数は9件。

### 対象者

原則、3歳未満の保育を必要とする乳幼児で、以下の

- ① 1～5のいずれかに該当すると市町村長が認めたもの
- ① 障害、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる場合
- ② 保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合
- ③ 入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり市町村による入所措置の対象となる場合
- ④ ひとり親家庭の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し必要な場合
- ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難である場合



### 認可基準等

#### 【職員配置】

1:1(保育者1人につき乳幼児1人)

#### 【職員の資格】

家庭的保育者

#### 【面積基準】

(乳幼児の居宅で行われるため)特段なし

#### 【事業所】

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない

#### 【連携施設】

障害児を保育する場合は、専門的な支援等を受けられるよう、障害児入所施設等との連携が必要

※離島等、連携施設の確保が困難な場合は例外





平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等  
（たんの吸引・経管栄養）についての制度が始まります。

～介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律  
（平成23年法律第72号）の施行関係～

平成23年11月

厚生労働省

（いつから始まりますか）

平成24年4月から、  
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正（※）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**国費や国庫との連携による安全確保が図られていること等**、一定の条件の下で『**たんの吸引等**』の行為を実施できることとなります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

（対象となる医療行為は何ですか）

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる範囲は、

○たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

○経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に準じ、上記行為の一部又は全部です。

（誰が行うのでしょうか）

今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、

○介護福祉士（※）

○介護職員等（具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）であって一定の研修を修了した方が実施できることとなります。

※介護福祉士については平成27年度（平成28年1月の国家試験合格者）以降が対象。

（どこで行われるのでしょうか）

特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる登録事業者（P-6参照）により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

（※※、これまでの背景）

これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会）が設けられました。